



死刑合憲判決が予見した廃止への道 死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会

東京都荒川区南千住 一五九一六三〇二
<https://sobanokai.hanamizake.com/>

日本国憲法には「死刑」について触れた部分はどこにもありません。今日、死刑制度が合憲とされているのは一九四八年三月一二日に出された最高裁判決が判例になっているからです。一名の裁判官全員一致の判決でした。合憲とした理由は以下の二点です。

一、憲法は多数の文化国家におけると同様に刑罰として死刑の存置を想定し、これを是認したものと解すべきである。

二、刑罰としての死刑そのものが、いわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられない。簡単に言えば、憲法は死刑があることを前提にしている多数の文明国を見習って作られ、絞首刑は「残虐」な刑ではないから死刑制度は合憲、と解釈したのです。

一九四五年八月一日に日本が無条件降伏したことで第二次世界大戦は終了しました。それに伴い、日本国憲法が一九四七年五月三日に施行されます。最高裁で死刑合憲判決が出されたのはその一〇ヶ月後になります。更に、当時はGHQの占領下であり、七名の戦犯が絞首刑にされるという時代でした。

戦後の「混乱と貧困」という時代状況の中で、国民感情は「死刑」を容易に受け入れ、圧倒的多数の人々がそれに疑いを持っていないかっと思われまます。確かに、その頃は「多数の文化国家」が死刑制度を持っていた。ですから、憲法自体にその条文はなくても「死刑の存置を想定し、これを是認したもの」と解釈したのでしよう。

しかし、今はこの合憲判決から七七年も経過しています。その間、世界状況や人権に対する認識は大きく変わってきています。それを予見するかのよう、この判決には四名の補充意見と一名の意見が付記されています。以下をお読みください(一部省略)。「憲法は、その制定当時における国民感情を反映したにとどまり、死刑を永久に是認したものととは考えられない。ある刑罰が残虐であるかどうかの判断は国民感情によって定まり、時代とともに変遷するのであるから、ある時代に残虐な刑罰でないとしたものが(絞首刑を指す)、後に反対に判断されることも在りうる。従って、国家の文化が高度に発達して正義と秩序を基調とする平和的社會が実現すれば、死刑もまた残虐な刑罰として国民感情により否定されるにちがいない」。

まさにその通りです。しかし、この補充意見はいつになったら実現するのでしょうか？

当時手本とした文明国は(米国の特定の州を除き)全て死刑廃止国になっています。それは絞首刑も含め死刑そのものを残虐な刑と認めたからです。七七年もの長い間、この国は一体何をしていたのでしょうか？そう、何もしてこなかったのです。

死刑合憲判決から七七年経った今、人権問題も論じられている今こそ、死刑は廃止すべき時です。

命は国に与えられたものではありません。それを奪う権利は国にも誰にもないはずですよ！(T・K)